

新宿区公契約条例を制定しました。

(2019年10月1日施行)

新宿区公契約条例は、労働者の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と良好な品質を確保し、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。



新宿区公契約条例は **労働報酬下限額** を定めます。

対象となる契約(協定)

- 予定価格2000万円以上の工事契約
- 予定価格1000万円以上の委託契約
- 指定管理協定

労働報酬下限額とは？

公契約において事業者が労働者に支払うべき報酬の下限額です。

新宿区公契約条例について詳しくはホームページへ。

新宿区総務部契約管財課契約係

☎03-5273-4075 / FAX 03-5287-5597



新宿区 公契約条例

検索!!